

令和 3 年 5 月 1 日

組合員 各位

東日本プラスチック健康保険組合

柔道整復師受診に係る内容点検等の業務委託について

日頃より当健康保険組合の事業運営にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当健康保険組合では、年々増加傾向にある医療費の適正化として、組合員の皆様が柔道整復師（整骨院・接骨院等）を受診後、申請書の内容を点検し、施術内容や負傷原因等についての照会文書をお送りしていましたが、更なる医療費の適正化および事務処理の効率化を図るため、令和 3 年 5 月 1 日より当該業務を下記の業者に委託することとなりました。

今後、業務委託先より柔道整復師（整骨院・接骨院等）による施術内容や負傷原因等についての照会文書が送付された場合には、同封されている返信用封筒にて必ず期限内にご回答いただきますようお願いいたします。

なお、ご回答いただいた内容につきましては、「個人情報保護に関する法律」に基づき「柔道整復施術療養費支給申請書を点検する業務及び当該業務に付帯関連する業務のみに使用する」旨の契約を交わしております。

ご不明な点につきましては、当健康保険組合給付係（TEL 03 - 3862 - 1056）までお問い合わせください。

引き続き当健康保険組合の事業運営にご理解、ご協力の程、宜しく願いいたします。

◎業務委託先

ガリバー・インターナショナル株式会社

※申請書の内容点検、照会文書の発送、回収については、ガリバー・インターナショナル株式会社保険管理センターが代行します。